報道機関各位

微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起について

平成26年7月26日、札幌市、千歳市、旭川市の大気環境測定局において、PM2. 5の早朝3時間(午前5~7時)の平均値が85 μ g/m³を超過し、日平均値が国の指針値の70 μ g/m³を超過するおそれがあるため、札幌、千歳、旭川市内全域で注意喚起することとなりましたので、お知らせします。

報道機関の皆様には、下記の注意喚起時における行動の目安を参考とするよう道民の皆様への周知について、格別の御協力をいただきますようお願いします。

◆札幌市の早朝3時間(午前5~7時)の平均値

札幌市篠路局(札幌市北区篠路 4 条 9 丁目): 9 2. $3 \mu g/m^3$

札幌市東18丁目局(札幌市東区北33条東18丁目):93.7 μ g/m³

札幌市厚別局(札幌市厚別区中央4条3丁目):95.7 μ g/m³

千歳市の早朝3時間(午前5~7時)の平均値

千歳市川南局(千歳市東雲町5丁目13):90.0 µg/m³

旭川市の早朝3時間(午前5~7時)の平均値

旭川市北門局(旭川市錦町21丁目):103.7/ μ gm³

- ◆注意喚起は、翌日の午前0時まで有効です。
- ◆各市は、報道機関への情報提供、ホームページへの掲載、関係機関への一斉FAX送信などにより情報発信しています。

< 注 意 喚 起 の 内 容 > (行動の目安)

- ○屋外では長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- ○屋内では換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。
- ○呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者の皆様は、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。

※この注意喚起は、日平均値が $70 \mu g/m^3$ を超える可能性が高い場合に実施するものであるため、結果として $70 \mu g/m^3$ を下回る場合もありますのでご了承ください。

北海道環境生活部環境局環境推進課電話:011-204-5192

担当:環境保全グループ 主幹 岡崎